

令和 8 年度 那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年度 那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

ただし、本公募型プロポーザルの募集は、令和 8 年度那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務に係る経費の予算成立を前提に行う準備行為であり、令和 8 年度当初予算の成立と、内閣府の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした公募等の準備行為として実施するものであることから、当該予算が成立しなかった場合など前提となる条件を満たさなかった場合、契約を締結しないとなることを承諾の上で提案等を行うこと。

また、実施しないことにより応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はその損害の一切を負わない。

1 業務概要

(1) 件名

令和 8 年度 那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務

(2) 業務の目的

本業務は、英語の対話型 AI 学習サービスが提供できるシステムを活用し、生徒の英語による話す力やコミュニケーション能力の向上を図り、国際性豊かな生徒の育成に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和 8 年度 那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日

2 見積上限額 28,320,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※見積上限額は、業務履行期間に係る総額として提示する上限額であり、契約金額ではない。

※募集に要する経費は含まない。

※見積上限額を超える企画提案は受け付けない。

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべ

ての要件を満たしていること。

- (1) 別紙「令和 8 年度 那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務仕様書」の要件を全て満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加しようとする法人及び役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。本市が警察署等に照会することについて承認できること。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、本市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 経営内容や業務実績等から本業務の業務を支障なく遂行できること。
- (8) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
- (9) 過去 3 年間において、他自治体で本業務と類似の履行実績があること。

5 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みを行い、本市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）は企画提案書等を作成し提出すること。

審査方法は、令和 8 年度那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）及び委員会事務局（以下「事務局」という。）において第 1 次審査及び第 2 次審査によるものとする。

- (2) 参加資格の審査及び書類選考（第 1 次審査）

① 内容

参加希望者から期限内に提出された参加表明書等に基づき、事務局にて第 1 次審査として参加資格要件の審査を行い、併せて導入実績及び価格点の確認を行う。要件を満たすものを第 2 次審査の対象とする。ただし、要件を満たすものが 5 者以上となった場合は、導入実績及び価格点の評価により上位 4 者を第 2 次審査対象として選定する。

② 結果通知

第 1 次審査の結果については、審査後速やかに個別に通知する。

- (3) プレゼンテーション（第 2 次審査）

①内容

第1次審査の結果、第2次審査対象となった者から企画提案書の提出を受けた後、委員会においてプレゼンテーションによる審査を実施する。

②選定

事前に事務局から委員会へ報告した導入実績及び価格点の評価点と、委員会においてプレゼンテーション審査の評価点との合計点により順位付けを行い、評価が1位となった者を「優先交渉権者」、2位となった者を「次点者」として選定する。

6 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加証明書に関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 会社概要書（様式3）
- ④ 受託業務実績書（様式4）
- ⑤ 業務に係る見積書及び見積明細書（様式任意）
28,320,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。
- ⑥ 事業者の印鑑登録証明書
- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
- ⑧ 市町村の納税証明書（滞納のない証明書）
- ⑨ 国税の納税証明書（滞納のない証明書）
- ⑩ システムの機能証明書（様式8）
- ⑪ 110円切手を貼付した長3封筒（申請者の住所と氏名等を記載）（通知書送付用）
2通

※⑥～⑨は3ヶ月以内に発行されたもの。

(2) 提出部数 正本1部

(3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和8年2月13日（金）午後5時必着

提出場所：那覇市教育委員会 学校教育課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所本庁舎11階）

提出方法：直接持参または郵送（電子メールやFAXによるものは受け付けない。）

※郵送は必着

※直接持参については土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格要件確認結果通知（第1次審査）

令和 8 年 2 月 17 日（火）付で参加表明書を提出した事業者宛通知する。

7 企画提案書等の提出

参加資格の認定を受けた事業者は、企画提案書を作成し関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

（1）提出書類

- ① 企画提案書等届出書（様式 5）
- ② 企画提案書（様式任意）

別紙「令和 8 年度 那覇市立中学校生成 AI 英会話システム導入業務」仕様書に基づき、提案内容、導入・利用支援、運用保守等について記載すること。20 ページ以内。また、企画書の補足資料として、システム操作時のイメージ画像を貼付すること。

（2）提出部数

正本 1 部

副本 14 部

（3）提出期限・方法及び場所

提出期限：令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 5 時必着

提出場所：那覇市教育委員会 学校教育課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 11 階）

提出方法：直接持参または郵送（電子メールや FAX によるものは受け付けない。）

※郵送は必着

※直接持参については土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

※提出後の書類の差替えは認めない

（4）辞退届出

参加表明後又は企画提案後、辞退する場合は提案辞退届（様式 6）を提出すること。

8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

（1）提出期限：令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時まで

（2）提出書類：質問書（様式 7）

（3）提出場所：那覇市教育委員会 学校教育課

（4）提出方法：電子メール（E-mail : E-G-SCH001@city.naha.lg.jp）

（5）回答方法：令和 8 年 1 月 30 日（金）に那覇市ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーション（第 2 次審査）の実施

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査（第2次審査）を次のとおり行う。

なお、プレゼンテーション審査（第2次審査）は、書類審査（第1次審査）を実施し、提案者が5者以上ある場合は、上位4者を対象とする。

（1）日 時：令和8年3月26日（木）9時30分より順次開始予定。

※那覇市役所本庁舎での対面及びZoomによるオンラインで実施する

（2）順 番：参加表明書の受付順とする。

（3）参 加 者：対面及びオンラインによるプレゼンテーションの参加者は、1事業者につき、3名までの参加を認める。

（4）持ち時間：30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

（5）説明方法：企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。

当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可。当日の内容変更は一切認められない。

（6）その他
・（対面による審査）プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、その他必要となる機材（ポインター、パソコン等）は提案者にて準備すること。

・（オンラインによる審査）「Zoom」を利用する。提案者は事前にアプリケーションをインストールし、使用する機器の準備を各自で行うこと。
なお、オンラインによる審査を実施する際のZoomへの招待は本市（事務局）が行う。

10 審査項目及び審査基準

書類審査、企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、評価基準に基づき審査及び評価を行う。

（第1次審査・書類審査 10点満点）

No.	審査項目	審査基準	評価点
1	導入実績	過去3年以内に他自治体等で本業務と類似実績を有するか（本市が導入予定の対象生徒約8,000人規模の導入実績により配点） 単年度の導入実績における利用者数 8,000人以上 5点 4,000人以上8,000人未満 4点 4,000人未満 3点	5
2	価格点	見積書（任意様式）の合計額により次のとおり計算する。	5

		<ul style="list-style-type: none"> ・最低見積価格者の得点は 5 点 ・その他の者は下記計算結果に応じた得点（小数点以下は第 3 位を切り捨てる）とする。 <p style="text-align: center;">5 点 × (最低見積価格※1 / 見積価格※2)</p> <p style="text-align: center;">※1：全提案者中最も低い見積価格</p> <p style="text-align: center;">※2：該当提案者の見積価格</p>	
--	--	--	--

(第 2 次審査・プレゼンテーション審査 90 点満点)

No.	審査項目	審査基準	配点	係数	評価点
1	実施体制	業務遂行にあたり、専門性を有し、かつ適切な実施体制がとられているか	5	1	5
2	提案内容	(1)利用者にとって、詳細なマニュアル等を見なくとも感覚的にログインや管理等の操作ができるよう、配慮されたインターフェースであるか	5	2	10
		(2) A I エージェントとのスマートな対話が出来るための工夫や、機能が提案されているか	5	5	25
		(3)活用内容の確認や分析結果が学習効果につながる提案がされているか	5	3	15
3	研修・活用支援	導入後の研修・活用支援体制が充実しているか。	5	2	10
4	本件の機能要件以外の追加提案	本業務の目的達成のために有益な留意事項や追加提案等が具体的に記述されているか	5	4	20
5	運用保守	(1)保守内容は十分となっており、具体的かつ明確に示されているか	5	1	5
合計					90

11 優先交渉権者の決定

- (1) 審査項目のうち、導入実績及び価格点については、事務局が事前に 10 審査項目及び審査基準に基づき評価点をつけ、委員へ報告する。
- (2) 委員は、事務局から報告された評価点及びプレゼンテーションの審査結果を踏まえ、提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (3) (1)において、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、該当者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (4) (2)において、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、該当者の順位を第 1 位とした委員の該当提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 参加希望者が 1 者の場合は、本業務に係る公募型プロポーザル審査委員会の審査及び合意により優先交渉権者とする。
- (6) (1)～(4)にかかわらず、委員全員の合計点が平均 60 点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 募集要領に定める方法以外で本市職員、審査委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合
- (4) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

13 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者を選定したときは、企画提案者全員に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。
 - ① 優先交渉権者及び次点者
 - ② 優先交渉権者にあっては、今後の契約手続き
- (2) 審査結果の公表
優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公示するものとする。

14 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について

- ① 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
 - ② 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。
- (2) 協議の成立
- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
 - ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
 - ③ 優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。
- (3) 見積書の徴取について
- ① 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
 - ② 見積金額は、原則として参加表明時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (4) 契約締結にあたっての主な留意事項
- ① 本業務の受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ② 本業務の再委託については、発注者の承認を要件とする。

15 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第3号の規定により免除する。

16 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

(1) 公募開始日	令和8年1月20日(火)
(2) 質問受付期間	公募開始日～令和8年1月26日(月)
(3) 質問回答日(ホームページ掲載)	令和8年1月30日(金)
(4) 参加表明書等の提出期限	令和8年2月13日(金)
(5) 参加資格要件確認結果通知(第1次審査)及び企画提案書提出依頼	令和8年2月17日(火)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和8年3月5日(木)
(7) プрезентーション(第2次審査)	令和8年3月26日(木)

(8) 審査結果公表日（予定）	令和8年4月上旬
(9) 契約締結日（予定）	令和8年4月上旬

17 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語及び通貨については日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属し、本市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適切な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外では使用しないこと。
- (7) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。

18 問い合わせ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎11階
那覇市教育委員会 学校教育課 教育企画グループ
電話：098-917-3506
メール：E-G-SCH001@city.naha.lg.jp